

新規上場申請のための有価証券報告書

(I の部)

株式会社クラダシ

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 岩永 守幸 殿

【提出日】 2023年 5月26日

【会社名】 株式会社クラダシ

【英訳名】 KURADASHI. Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 関藤 竜也

【本店の所在の場所】 東京都品川区上大崎三丁目2番1号

【電話番号】 03-6456-2296(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員CFOコーポレート本部長 高杉 慧

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区上大崎三丁目2番1号

【電話番号】 03-6456-2296(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員CFOコーポレート本部長 高杉 慧

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

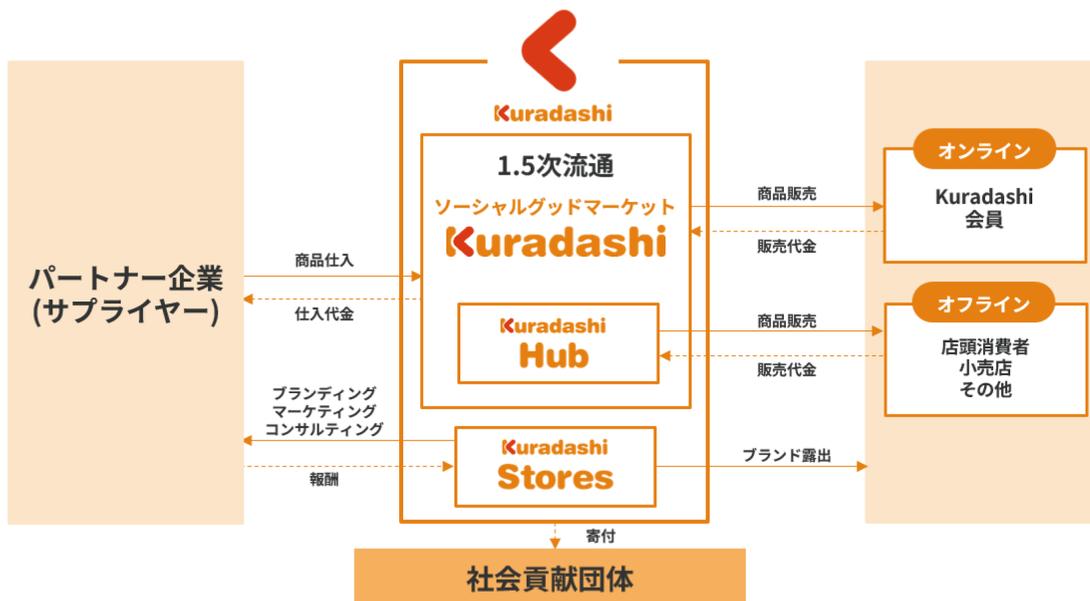
1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	2018年6月	2019年6月	2020年6月	2021年6月	2022年6月
売上高 (千円)	304,097	531,655	566,178	1,263,312	2,073,684
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	3,112	12,560	18,597	60,706	△74,464
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	715	5,234	5,671	34,060	△80,276
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	9,990	9,990	17,940	17,940	35,000
発行済株式総数 (株)	333	333	863	863	9,613,358
普通株式	333	333	863	863	8,630,000
A種優先株式	—	—	—	—	983,358
純資産額 (千円)	11,043	16,278	37,733	71,794	641,517
総資産額 (千円)	82,646	109,811	215,053	430,481	1,052,615
1株当たり純資産額 (円)	33,163.71	48,884.22	43,724.04	8.32	△0.88
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	2,149.42	15,720.50	6,571.76	3.95	△9.17
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	13.4	14.8	17.5	16.7	60.9
自己資本利益率 (%)	6.8	38.3	21.0	62.2	△22.5
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	73,931	△21,506
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△61,848	△43,897
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	61,961	605,592
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	241,722	781,910
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	1 〔1.6〕	1 〔1.7〕	4 〔2.2〕	21 〔1.8〕	39 〔5.6〕

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
2. 第4期及び第5期の消費税等の会計処理は税込方式によっております。第6期以降の売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額について、第4期、第5期、第6期及び第7期については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。第8期については、潜在株式は存在するものの、当該株式は非上場であり、期中平均株価が算定できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

[事業系統図]

当社の事業系統図は以下のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2023年4月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
40 [5.3]	34.6	1.6	6,541

セグメントの名称	従業員数(名)
「Kuradashi」運営事業	40 [5.3]

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー)は最近1年間の平均雇用人員数を〔〕に記載しております。

2. 当社は「Kuradashi」運営事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

⑪ 固定資産の減損について（顕在可能性：低 影響度：低 発生時期：不特定）

当社は、有形固定資産及び無形固定資産等の固定資産を保有しており、今後のシステム開発等により、無形固定資産の増加を見込んでおります。これらの資産の取得にあたっては事前に必要性や収益性を十分に検証した上で決定しております。しかしながら、経営環境や事業の著しい変化等により収益性が低下し、十分なキャッシュ・フローを創出できないと判断される場合には、対象資産に対する減損損失の計上により、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑫ 広告宣伝活動について（顕在可能性：低 影響度：低 発生時期：中期）

当社は、新規会員の獲得を目的として継続した広告宣伝活動を行っております。当社の広告宣伝は、Web広告（リスティング広告、ディスプレイ広告、SNS広告、アフィリエイト広告等）を中心に活用しております。

広告宣伝活動においては、広告手法や媒体、その実施方法及びタイミング等について、費用対効果を検討した上で効率的な広告宣伝費の投下を行い、広告効果の最大化に努めておりますが、著しい広告効果の低下や広告費用の上昇が生じた場合、新規会員の獲得等に影響が生じ、また、当該費用負担により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) システム等に関するリスク

① システムについて（顕在可能性：低 影響度：高 発生時期：中期）

当社が運営する「Kuradashi」の利用に関しては、会員のインターネットへのアクセス環境が不可欠であると共に、当社のITシステムも重要となります。

当社は、システムトラブルの発生可能性を低減するために、安定的運用のためのシステム強化、セキュリティ強化を徹底しており、万が一トラブルが発生した場合においても短時間で復旧できる体制を整えております。しかしながら、システムへの一時的な過負荷や電力供給の停止、ソフトウェアの不具合、コンピュータウイルスや外部からの不正な手段によるコンピュータへの侵入、自然災害、事故等、当社の予測不可能な要因によってシステムがダウンした場合や、当社のシステム外で会員のアクセス環境に悪影響を及ぼす事象が発生した場合には、売上高の減少や復旧に関するコストの発生等により、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 技術革新について（顕在可能性：中 影響度：低 発生時期：中期）

インターネット関連市場では、技術革新が活発に行われており、新しいサービスが次々と生まれております。そのため、当社では、常に業界の動向を注視し、適時に事業戦略を見直し、必要に応じて、迅速に技術革新に対応するため、既存サービスに新たな技術を展開できる開発体制を構築しております。

しかしながら、技術革新の内容によっては、対応するための相当な開発費用が発生する可能性があります。また、適切な対応ができない場合は当社サービスの競争力が相対的に低下する可能性があります。そのような場合には、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 情報セキュリティについて（顕在可能性：中 影響度：高 発生時期：中期）

当社は、厳重な情報セキュリティ管理体制において自社内の機密情報を管理するとともに、事業の一環として得意先から預託された機密情報や個人情報の収集・保管・運用を行っております。ISMS認証（※）を取得し、社内運用する他、従業員研修を繰り返し実施する等、これらの情報管理には万全な方策を講じておりますが、万一当社の従業員や業務の委託会社等が情報を漏洩又は誤用した場合には、当社が企業としての社会的信用を喪失し、売上高の減少等により、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

※ ISMS（アイ・エス・エム・エス）：Information Security Management Systemの略

情報セキュリティ管理の国際標準に基づき定められた情報セキュリティマネジメントシステムの適合性評価制度。継続的に情報セキュリティリスクを管理しリスク回避や軽減を図り、この認証基準に適合したマネジメントシステムを構築・維持できている企業や団体が第三者機関により認証される。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。なお、当社は、「Kuradashi」運営事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

① 財政状態の状況

第8期事業年度（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）

（資産）

当事業年度末の総資産は1,052,615千円となり、前事業年度末と比べ622,134千円の増加となりました。

流動資産は、599,000千円増加し、972,183千円となりました。主たる要因は、現金及び預金が540,188千円増加、売掛金が76,975千円増加したことによるものであります。

（負債）

当事業年度末の負債は411,097千円となり、前事業年度末と比べ52,411千円の増加となりました。

流動負債は、95,850千円増加し、353,569千円となりました。主たる要因は、買掛金が32,861千円増加、未払費用が37,247千円増加、契約負債が16,901千円増加したことによるものであります。

固定負債は、43,439千円減少し、57,528千円となりました。主たる要因は、長期借入金が43,439千円減少したことによるものであります。

（純資産）

当事業年度末の純資産は641,517千円となり、前事業年度末と比べ569,722千円の増加となりました。主たる要因は、当期純損失の計上に伴い利益剰余金が80,276千円減少した一方、新株の発行に伴い資本金及び資本準備金がそれぞれ324,999千円増加したことによるものであります。なお、2022年6月の減資により、資本金が307,939千円減少し、その他資本剰余金が307,939千円増加しております。

第9期第3四半期累計期間（自 2022年7月1日 至 2023年3月31日）

当第3四半期会計期間末の総資産は926,596千円となり、前事業年度末と比べ126,018千円の減少となりました。

流動資産は、143,096千円減少し、829,087千円となりました。主たる要因は、現金及び預金が230,758千円減少、商品及び製品が122,959千円増加、売掛金が27,776千円減少したことによるものであります。

固定資産は、17,077千円増加し、97,509千円となりました。主たる要因は、無形固定資産が20,126千円増加したことによるものであります。

（負債）

当第3四半期会計期間末の負債は411,761千円となり、前事業年度末と比べ663千円の増加となりました。

流動負債は、14,035千円増加し、367,605千円となりました。主たる要因は、買掛金が59,821千円増加、短期借入金30,000千円減少、預り金が19,641千円増加したことによるものであります。

固定負債は、13,372千円減少し、44,156千円となりました。

（純資産）

当第3四半期会計期間末の純資産は514,835千円となり、前事業年度末と比べ126,682千円の減少となりました。主たる要因は、四半期純損失の計上に伴い利益剰余金が126,682千円減少したことによるものであります。

② 経営成績の状況

第8期事業年度（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）

当社は、「ソーシャルグッドカンパニーでありつづける」をミッションに掲げ、世の中に山積する課題のうち、フードロスに関する課題を解決するために社会性、環境性、経済性を重視した活動を行っております。

2023年6月期	単位	第1四半期	第2四半期	第3四半期
累計会員数（※1）	人	392,706	446,286	462,879
月間UU（※2）	人	21,203	27,177	24,622
ARPPU（※3）	円	7,988	8,258	9,104
累計パートナー企業数（※4）	社	1,134	1,233	1,319
アクティブ企業数（※5）	社	361	403	417
平均仕入高（※6）	千円	1,040	1,373	1,077
限界利益率（※7）	%	20.9	26.0	24.1%

（※1）創業から四半期会計期間の末日までの累計会員登録者数

（※2）月間UU（Unique Userの購入ID数）の四半期（3ヶ月）の平均数

（※3）Average Revenue per Paid User（月間UU1人当たり平均購入金額）

（※4）創業から四半期会計期間の末日までに取引実績のあるパートナー企業数

（※5）四半期会計期間内に取引が発生したパートナー企業

（※6）四半期会計期間の仕入高をアクティブ企業数で除して算出

（※7）限界利益（売上高から売上原価及び配送料等の変動費を控除した金額）を売上高で除して算出

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第8期事業年度（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）

当事業年度中において実施した当社の設備投資の総額は61,208千円であり、その主な内容は、Shopifyに係る無形固定資産の増加によるものであります。

なお、当事業年度において、EC CUBEの除却に伴い、10,692千円の固定資産除却損を計上しております。

また、当社は「Kuradashi」運営事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

第9期第3四半期累計期間（自 2022年7月1日 至 2023年3月31日）

当第3四半期において実施した当社の設備投資の総額は35,423千円であり、その主な内容は、「Kuradashi」の機能改善に係る無形固定資産の増加によるものであります。

また、当社は「Kuradashi」運営事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

2 【主要な設備の状況】

2022年6月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物	工具、器具及び 備品	建設仮勘定	合計	
本社 (東京都品川区)	本社事務所	3,987	470	7,832	12,290	39 [5.6]

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

3. 本社オフィス(東京都品川区)は賃借しており、その年間賃借料は33,837千円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】（2023年4月30日現在）

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。

- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	31,300,000
計	31,300,000

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	9,613,358	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株となっております。
計	9,613,358	—	—

- (注) 1. 2021年9月21日開催の取締役会決議により、2021年9月29日付で、当社普通株式1株を10,000株に分割しております。これにより、株式数は8,629,137株増加しております。
2. 2022年5月13日付の第三者割当増資により、907,715株増加しております。
3. 2022年6月28日付の第三者割当増資により、75,643株増加しております。
4. 2023年2月17日の取締役会において、A種優先株式のすべてにつき取得することを決議し、2023年3月7日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式1株につき、普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式のすべてについて、同日付で消却しております。
5. 2023年3月20日開催の臨時株主総会により、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

- (8) 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
- (9) 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合
- ⑤ 本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
 - ⑥ 本新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より本新株予約権者に通知する。
 - ⑦ その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権第三者割当契約書」で定めるところによる。

3. 組織再編行為の際の取り扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）

（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、現行の発行内容に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、現行の発行内容に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

現行の発行内容に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、現行の発行内容に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の内容に準じて、組織再編にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 新株予約権の取得事由及び取得条件

本新株予約権の内容に準じて、組織再編にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加倍額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加倍額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

- (8) 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
- (9) 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合
- ⑤ 本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
- ⑥ 本新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より本新株予約権者に通知する。
- ⑦ その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権第三者割当契約書」で定めるところによる。

3. 組織再編行為の際の取り扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に依りて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、現行の発行内容に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、現行の発行内容に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

現行の発行内容に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、現行の発行内容に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の内容に準じて、組織再編にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 新株予約権の取得事由及び取得条件

本新株予約権の内容に準じて、組織再編にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年6月25日 (注) 1	普通株式 530	863	7,950	17,940	7,950	7,950
2021年9月29日 (注) 2	普通株式 8,629,137	8,630,000	—	17,940	—	7,950
2022年5月13日 (注) 3	A種優先株式 907,715	9,537,715	299,999	317,939	299,999	307,949
2022年6月28日 (注) 4	A種優先株式 75,643	9,613,358	25,000	342,939	25,000	332,949
2022年6月28日 (注) 5	—	9,613,358	△307,939	35,000	—	332,949
2023年3月7日 (注) 6	普通株式 983,358 A種優先株式 △983,358	9,613,358	—	35,000	—	332,949

(注) 1. 有償第三者割当

主な割当先 合同会社Social Good、ACTWELL合同会社、高杉 慧、大沢 亮、徳山 耕平

発行価格 30,000円

資本組入額 15,000円

2. 2021年9月21日開催の取締役会決議により、2021年9月29日付で、当社普通株式1株を10,000株に分割しております。

3. 有償第三者割当

主な割当先

新生ベンチャーパートナーズ2号投資事業有限責任組合

HAKUHODO DY FUTURE DESIGN FUND投資事業有限責任組合

ロート製菓株式会社

池森ベンチャーサポート合同会社

発行価格 661円

資本組入額 330円

4. 有償第三者割当

割当先

SGインキュベート第1号投資事業有限責任組合

発行価格 661円

資本組入額 330円

5. 無償減資

2022年6月28日開催の臨時株主総会の決議に基づき、同日付で無償減資を行いました。

この結果、資本金が307,939千円減少（減資割合89.79%）し、同額をその他資本剰余金へ振り替えております。

6. 2023年2月17日の取締役会において、A種優先株式のすべてにつき取得することを決議し、2023年3月7日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式1株につき、普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式のすべてについて、同日付で消却しております。

(4) 【所有者別状況】

2023年4月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	7	—	—	3	10	—
所有株式数(単元)	—	—	—	91,733	—	—	4,400	96,133	58
所有株式数の割合(%)	—	—	—	95.42	—	—	4.58	100	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,613,300	96,133	株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 58	—	—
発行済株式総数	9,613,358	—	—
総株主の議決権	—	96,133	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第1号に該当するA種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
取締役会（2023年2月17日）での決議状況 （取得期間 2023年3月7日）	A種優先株式 983,358	—
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式 （2021年7月1日～2022年6月30日）	—	—
残存授權株式の総数及び価額の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合（%）	—	—
最近期間における取得自己株式	A種優先株式 983,358	—
提出日現在の未行使割合（%）	—	—

（注）2023年2月17日の取締役会において、A種優先株式のすべてにつき取得することを決議し、2023年3月7日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式1株につき、普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式のすべてについて、同日付で消却しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	A種優先株式 983,358	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他（—）	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

3 【配当政策】

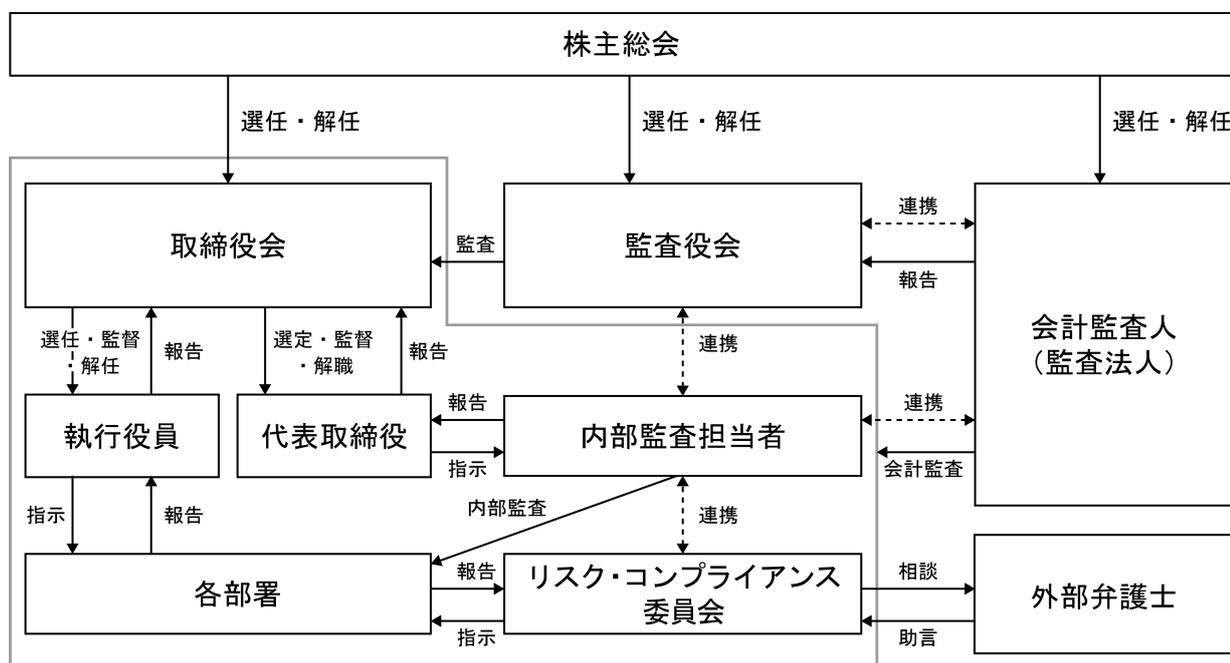
当社は、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題として位置づけております。現時点では、当社は成長過程にあると考えているため、内部留保の充実を図り、事業拡大と事業の効率化のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、当面の間は財務体質強化のため、内部留保の充実を図る方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本方針としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨及び上記の他に基準日を設けて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。また、剰余金の配当に係る決定機関は取締役会となっております。

f. 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人与監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

当社の企業統治の体制は、下図のとおりであります。



③ 企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社は、企業経営の透明性及び公平性を担保するため、内部統制に関する基本方針及び各種規程を制定し、内部統制システムを構築し、運用の徹底を図っております。また、内部統制システムが有効に機能していることを確認するため、内部監査担当部署による内部監査を実施しております。

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システムの基本方針を定めております。

- (a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ 当社では、取締役及び使用人が、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行う。
 - ロ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
 - ハ 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
 - ニ 監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
 - ホ 社内の通報窓口につながるホットラインを備え、相談や通報の仕組み（以下「公益通報制度」という。）を構築する。
 - ヘ 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立する。
 - ト 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営する。
 - イ 個人情報保護管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築し、運営する。また、同責任者の指揮下に事務局を設け、適正な個人情報保護とその継続的な改善に努める。
- (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
 - イ 文書保管管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む。）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理する。
 - ロ 社内情報管理規程を定め、情報資産の保護・管理を行う。
- (c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ 取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。
- ロ 災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、事業継続計画を策定する。
- (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ 取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき運営し、月次で定時開催し、または必要に応じて随時開催する。
 - ロ 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行する。
 - ハ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織管理規程、業務分掌規程及び稟議規程を制定する。
- (e) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - イ 監査役は、監査役の指揮命令に服する使用人（以下、「監査役補助者」という。）を置くことを取締役会に対して求めることができる。
- (f) 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - イ 監査役補助者に対する監査役からの指示は、取締役及びその他の使用人からの指揮命令を受けないこととする。
 - ロ 監査役補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査役の事前の同意を必要とする。
- (g) 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
 - イ 監査役補助者は、監査役に同行して取締役会及びその他の重要会議に出席する機会を確保する。
 - ロ 監査役補助者は監査役に同行して、取締役や監査法人と定期的に意見交換をする場に参加することができるようにする。
- (h) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
 - イ 取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、公益通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査役に報告する。
 - ロ 取締役及び使用人は、監査役求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。
- (i) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - イ 内部通報があった場合には当社常勤監査役に対してすみやかに通報者の特定される事項を除き事案の内容を報告することとする。
 - ロ 内部通報制度規程において内部通報者への不利な扱いを禁止し、不利な扱いをした場合には就業規則に従って懲戒されることとする。
- (j) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - イ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、当該請求が監査役職務執行に関連するものではないと認められるときを除き、会社が負担するものとする。
- (k) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ 監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
 - ロ 監査役は、必要に応じて監査法人と意見交換を行う。
 - ハ 監査役は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
 - ニ 監査役は、定期的に内部監査責任者と意見交換を行い、連携の強化を図る。
- (l) 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - イ 財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。
- (m) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
 - イ 反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを反社会的勢力対策規程に定め、全ての取締役及び監査役並びに使用人に周知徹底する。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性6名 女性2名(役員のうち女性の比率25%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	関藤 竜也	1971年5月17日	1995年4月 2001年6月 2002年6月 2014年7月	住金物産株式会社(現日鉄物産株式会社) 入社 デジット株式会社入社 ヒューマンエージェント株式会社取締役副 社長就任 グライクス株式会社(現株式会社クラダ シ)設立 代表取締役社長就任(現任)	(注) 3	7,330,000
取締役 執行役員 CEO	河村 晃平	1985年11月30日	2009年4月 2012年4月 2016年8月 2019年6月	豊田通商株式会社入社 豊田通商(中国)有限公司駐在 株式会社Loco Partners入社 当社取締役就任(現任)	(注) 3	860,000
取締役 執行役員 CFO	高杉 慧	1986年7月31日	2011年2月 2014年9月 2017年1月 2020年1月	新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限 責任監査法人)入所 公認会計士登録 GCA株式会社入社 当社取締役就任(現任)	(注) 3	260,000
取締役 執行役員 CHRO	徳山 耕平	1982年9月21日	2007年4月 2016年7月 2020年7月 2022年7月	株式会社ザイマックス入社 株式会社Loco Partners入社 当社人事・広報部長就任 当社取締役就任(現任)	(注) 3	90,000
取締役 (注) 1	柏木 彩	1982年9月4日	2008年4月 2011年9月 2014年3月 2015年12月 2021年12月 2021年12月	リードエグジビションジャパン株式会社 (現RX Japan株式会社)入社 KPMG Silicon Valley Office入社 株式会社マネーフォワード入社 同社広報部長就任 Island and Office株式会社 代表取締役 就任(現任) 当社取締役就任(現任)	(注) 3	—
常勤 監査役 (注) 2	田上 沙織	1983年6月24日	2007年12月 2013年1月 2013年4月 2021年10月	新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限 責任監査法人)入所 税理士法人福島会計入所 公認会計士登録 当社監査役就任(現任)	(注) 5	—
監査役 (注) 2	小川 敬介	1981年5月12日	2010年1月 2015年8月 2017年10月 2021年9月 2023年4月	新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限 責任監査法人)入所 米国公認会計士(NY州)登録 PwCコンサルティング合同会社入社 当社監査役就任(現任) 株式会社Sustech入社(現任)	(注) 4	—
監査役 (注) 2	堀口 拓也	1990年3月1日	2018年10月 2018年1月 2018年10月 2022年5月 2023年1月	弁護士登録 鈴榮特許総合事務所入所 弁護士法人銀座ファースト法律事務所入所 当社監査役就任(現任) レックス法律事務所入所(現任)	(注) 6	—
計						8,540,000

(注) 1. 取締役 柏木彩氏は、社外取締役であります。

2. 監査役 田上沙織氏、小川敬介氏、堀口拓也氏は、社外監査役であります。

3. 取締役の任期は、2023年3月20日開催の臨時株主総会終結の時から選任後1年以内に終結する事業年度のう
ち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

4. 監査役の任期は、2023年3月20日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終結する事業年度のう
ち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

② 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります

社外取締役の柏木彩氏と当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他特別の利害関係はありません。同氏は、金融及び広報に関する豊富な知識と経験を有していることに加え、当社及び当社経営陣から独立した地位を有していることから、客観的・中立的立場から経営に有用な助言をしていただくことを期待し社外取締役に選任しております。

社外監査役の田上沙織氏と当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他特別の利害関係はありません。同氏は、監査法人に従事し、公認会計士として会計・監査における豊富な知識と経験を有していることに加え、当社及び当社経営陣から独立した地位を有していることから、客観的・中立的立場にて経営に有用な助言をしていただくことを期待し社外監査役に選任しております。

社外監査役の小川敬介氏と当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他特別の利害関係はありません。同氏は、監査法人に従事し、会計・監査における豊富な知識と経験を有していることに加え、当社及び当社経営陣から独立した地位を有していることから、客観的・中立的立場にて経営に有用な助言をしていただくことを期待し社外監査役に選任しております。

社外監査役の堀口拓也氏と当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他特別の利害関係はありません。同氏は、弁護士として企業法務及び法令に関する豊富な知識と経験を有していることに加え、当社及び当社経営陣から独立した地位を有していることから、客観的・中立的立場にて経営に有用な助言をしていただくことを期待し社外監査役に選任しております。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、東京証券取引所が定めている独立役員に関する判断基準を参考のうえ、企業経営における幅広い知見、経験や当社との関係から判断し、独立性が確保できる者を選任することとしております。

社外取締役及び社外監査役ともに、独立した立場から、取締役会の牽制及び監視を行っております。また、社外監査役で構成される監査役会は、内部監査担当者との意見交換等により相互の連携を図りながら、適正かつ効果的な監査実施のための環境整備を行っております。

② 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

2年

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 香山 良

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 柄澤 涼

※ 継続関与年数は全員7年以内であるため、記載を省略しております。

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の監査業務に従事した補助者は、公認会計士10名、その他7名となっております。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定方針につきましては、監査法人概要、品質管理体制、独立性等を勘案した上で、監査計画、監査チームの編成、監査報酬見積額等の要素を個別に吟味し、総合的に判断しております。EY新日本有限責任監査法人は、これらの観点において、十分に評価できるものと考え、会計監査人として選定いたしました。

なお、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を説明いたします。

f. 監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、監査法人に対して毎期評価を行っております。監査役会は、EY新日本有限責任監査法人と緊密なコミュニケーションを取っており、適時かつ適切に意見交換や監査状況を把握しております。

また、当社の監査役及び監査役会は、日本監査役協会が定める「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づいて、監査法人に対して評価を行っており、当事業年度におけるEY新日本有限責任監査法人の会計監査の方法及び結果を相当であると評価しております。

③ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
17,700	-	21,000	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数、報酬見積りの算出根拠等を勘案し、監査役会の同意を得た上で監査報酬を決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の前年度の職務遂行状況及び当年度の監査計画の内容、監査人数、報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額は適切であると判断し、同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 基本方針

当社の役員の報酬等につきましては、企業価値の持続的な向上を図るために、中長期的な業績向上への貢献意欲を高めることを目的とし、適正な水準で支給することを基本方針としております。当該方針は役員報酬細則に定めており、当該細則は取締役会で決議しております。当該細則には、各取締役の役位別に報酬の上限及び下限（以下、「レンジ」といいます。）が定められており、当該レンジ内且つ株主総会の決議内容に基づいた報酬限度額の範囲内で支給することとしております。当社の役員の報酬等は、金銭報酬である基本報酬と非金銭報酬等である新株予約権で構成されております。

b. 取締役の個人別の報酬等の決定に関する事項

イ 基本報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役に対する基本報酬は、毎月定額で支給される固定の月額報酬としております。その決定に際しては、役位、職責、在任期間、従業員の給与水準等を総合的に勘案し決定しております。更に、毎年評価を行い、継続的に事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるためにも、前事業年度の業績も適正な水準の範囲内で反映する方針であります（なお、独立性を確保するために社外取締役は除く）。

ロ 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

当社では具体的な経営指標を指針として算定される業績連動報酬は採用しない方針としております。

ハ 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役に対する非金銭報酬等は、新株予約権としております。取締役に中長期的に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに株主との一層の価値共有を進めることを目的とし、決定に際しては、中長期的な経営環境・見通しを鑑み、役位、職責等に応じて支給する方針としております。

なお、割当の方法は当社と各取締役の間で新株予約権割当契約書を締結するものとしております。各取締役は、割当を受けた新株予約権について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとし、各取締役が当社の地位を退任した場合には、本新株予約権は消滅したものとみなすこととしております。

ニ 基本報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬等は、上記記載のある「基本報酬（金銭報酬）」と「非金銭報酬等」で構成されており、その割合に関しては、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な支給割合とする方針としております。

c. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容及び額が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

個人別の報酬等の決定に関しては、取締役会は報酬原案の作成を代表取締役社長に一任しております。取締役会にて決議している役員報酬細則には、各取締役の役位別に報酬のレンジが定められており、代表取締役社長は、当該役員報酬細則に定められたレンジの範囲内で、役職、職責、在任期間、従業員等の給与水準等を総合的に勘案し原案を作成いたします。その原案をもとに社外取締役と協議し、最終的に代表取締役社長が個人別の報酬等を決定しております。

上記のプロセスを経て取締役の個人別の報酬等が決定されていることから、取締役会は、その内容が取締役会が決議した役員報酬細則に沿うものであり、相当であると判断しております。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

(1) 当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、前事業年度(2020年7月1日から2021年6月30日まで)及び当事業年度(2021年7月1日から2022年6月30日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(2) 当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第3四半期会計期間(2023年1月1日から2023年3月31日まで)及び第3四半期累計期間(2022年7月1日から2023年3月31日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、必要に応じて監査法人との協議を実施し、その他専門的な情報を有する団体等が主催するセミナーへ参加することにより、社内における専門知識を有する人材育成に努めております。

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

		当第3四半期累計期間 (自 2022年7月1日 至 2023年3月31日)
売上高		2,224,611
売上原価		1,229,667
売上総利益		994,944
販売費及び一般管理費		1,128,992
営業損失(△)		△134,048
営業外収益		
協賛金収入		5,800
その他		3,553
営業外収益合計		9,353
営業外費用		
支払利息		264
チャージバック損失		1,055
その他		42
営業外費用合計		1,362
経常損失(△)		△126,057
税引前四半期純損失(△)		△126,057
法人税等		624
四半期純損失(△)		△126,682

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,940	7,950	—	7,950	11,843	11,843	37,733	37,733
当期変動額								
当期純利益					34,060	34,060	34,060	34,060
当期変動額合計	—	—	—	—	34,060	34,060	34,060	34,060
当期末残高	17,940	7,950	—	7,950	45,904	45,904	71,794	71,794

当事業年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,940	7,950	—	7,950	45,904	45,904	71,794	71,794
当期変動額								
新株の発行	324,999	324,999		324,999			649,999	649,999
当期純損失(△)					△80,276	△80,276	△80,276	△80,276
資本金から剰余金への振替	△307,939		307,939	307,939				
当期変動額合計	17,060	324,999	307,939	632,939	△80,276	△80,276	569,722	569,722
当期末残高	35,000	332,949	307,939	640,889	△34,372	△34,372	641,517	641,517

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	当事業年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	51,440	△85,157
減価償却費	4,684	9,056
受取利息及び受取配当金	△0	△0
支払利息	1,124	962
株式交付費	—	2,274
売上債権の増減額 (△は増加)	5,095	△76,975
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△68,719	17,419
仕入債務の増減額 (△は減少)	61,442	28,962
固定資産除却損	4,445	10,692
抱合せ株式消滅差損益 (△は益)	3,620	—
その他の資産の増減額 (△は増加)	△27,088	15,981
その他の負債の増減額 (△は減少)	36,881	70,087
その他	6,648	6,246
小計	79,573	△448
利息及び配当金の受取額	0	0
利息の支払額	△1,124	△962
法人税等の支払額	△4,519	△20,096
営業活動によるキャッシュ・フロー	73,931	△21,506
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△11,440	△8,366
投資有価証券の取得による支出	△1,200	—
無形固定資産の取得による支出	△14,143	△37,386
子会社株式の取得による支出	△5,000	—
敷金及び保証金の回収による収入	—	1,855
敷金及び保証金の差入による支出	△30,064	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△61,848	△43,897
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	30,000	—
長期借入れによる収入	105,000	—
長期借入金の返済による支出	△73,039	△42,132
株式の発行による収入	—	647,724
財務活動によるキャッシュ・フロー	61,961	605,592
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	74,043	540,188
現金及び現金同等物の期首残高	166,605	241,722
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	1,072	—
現金及び現金同等物の期末残高	※ 241,722	※ 781,910

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品及び製品

先入先出法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2～3年

工具、器具及び備品 2～3年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

4 その他財務諸表作成のための基礎となる情報

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績がないため、計上しておりません。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

当事業年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

1 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品及び製品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2～4年
工具、器具及び備品	2～3年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績がないため、計上しておりません。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下の通りであります。

(1) 商品の販売

当社は、顧客に商品を販売しております。当販売にかかる履行義務は、顧客へ商品を引き渡した時点で充足されますが、出荷時点から当該商品の支配が移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

(2) 広告関連サービス

当社は、取引先との契約に基づき広告関連サービスを提供しており、取引先に対して成果物を納品する義務を負っています。当該履行義務は、取引先に対する成果物の納品時点で充足されるため、同時点で収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 固定資産の減損

(1) 前事業年度及び当事業年度の貸借対照表に計上した金額

(単位：千円)

科目	前事業年度 (2021年6月30日)	当事業年度 (2022年6月30日)
有形固定資産	8,514	12,290
無形固定資産	14,240	47,326
減損損失	—	—

(2) 識別した重要な会計上の見積りに関する情報

当社は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位でのグルーピングを行い、資産又は資産グループに減損の兆候があるかどうかを判定しております。減損の兆候がある資産グループについては、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上します。事業計画や市場環境の変化により、その見積額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、追加の減損処理が必要となる可能性があります。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、出荷時に収益を認識しております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。また、当事業年度の損益及びキャッシュ・フロー計算書、並びに1株当たり情報に与える影響もありません。収益認識会計基準等を採用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「預り金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することとしました。ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 2020年7月1日至 2021年6月30日)

・「収益認識に関する会計基準」

(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」

(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものであります。企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日

2022年6月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、（会計方針の変更）をご参照下さい。

当事業年度（自 2021年7月1日至 2022年6月30日）

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」

（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会）

1. 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号）の2021年6月17日の改正は、2019年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

2. 適用予定日

2023年6月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響はありません。

（表示方法の変更）

前事業年度（自 2020年7月1日至 2021年6月30日）

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

当事業年度（自 2021年7月1日至 2022年6月30日）

該当事項はありません。

（会計上の見積りの変更）

前事業年度（自 2020年7月1日至 2021年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年7月1日至 2022年6月30日）

当社の一部の有形固定資産の耐用年数について、オフィス移転計画の変更に伴い、当事業年度より、経済的な使用可能予測期間を見直し、耐用年数を変更しております。

同様にオフィスの原状回復義務の費用配分について、見積りの変更を行っております。

この変更による営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表関係)

※1 売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度 (2022年6月30日)
売掛金	90,606

※2 有形固定資産の減価償却累計額

(単位：千円)

科目	前事業年度 (2021年6月30日)	当事業年度 (2022年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	3,226	7,380

※3 貸出コミットメントライン契約

資金を確保するとともに、資金調達の機動性及び安定性を高めることを目的に、取引銀行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。

この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年6月30日)	当事業年度 (2022年6月30日)
貸出コミットメントの金額	110,000	235,000
借入実行残高	30,000	30,000
差引額	80,000	205,000

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「1 財務諸表等 注記事項 (収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額(△は戻入額)は次のとおりであります。

(単位：千円)

科目	前事業年度	当事業年度
	(自 2020年 7月1日 至 2021年 6月30日)	(自 2021年 7月1日 至 2022年 6月30日)
売上原価	1,280	—

※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 2020年 7月1日 至 2021年 6月30日)	(自 2021年 7月1日 至 2022年 6月30日)
減価償却費	4,684	9,056
給料手当	76,092	184,297
荷造運賃	255,153	450,664
おおよその割合		
販売費	55.7%	55.3%
一般管理費	44.3%	44.6%

※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 2020年 7月1日 至 2021年 6月30日)	(自 2021年 7月1日 至 2022年 6月30日)
ソフトウェア	—	10,348
ソフトウェア仮勘定	4,445	344
合計	4,445	10,692

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	863	—	—	863

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株) (注) 1	863	8,629,137	-	8,630,000
A種優先株式(株) (注) 2, 3	-	983,358	-	983,358
合計(株)	863	9,612,495	-	9,613,358

(変動事由の概要)

(注) 1. 2021年9月21日開催の取締役会決議により、2021年9月29日付で、当社普通株式1株を10,000株に分割しております。これにより、株式数は8,629,137株増加しております。

2. 2022年5月13日付の第三者割当増資により、907,715株増加しております。

3. 2022年6月28日付の第三者割当増資により、75,643株増加しております。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回新株予約権	—	—	14,560	△920	13,640	—
第2回新株予約権	—	—	439,960	△11,960	428,000	—
合計		—	454,520	△12,880	441,640	—

(注) 1. 第1回及び第2回の当事業年度増加は、新株予約権の発行によるものです。

2. 第1回及び第2回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

3. 第1回及び第2回新株予約権の減少は、退職による失効によるものです。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	当事業年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)
現金及び預金	241,722千円	781,910千円
現金及び現金同等物	241,722千円	781,910千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用につきましては一時的な余剰資金を安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達につきましては銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。当該借入は、固定金利であるため金利の変動リスクはありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表わされております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2021年6月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	241,722	241,722	—
(2) 売掛金	13,631	13,631	—
(3) 未収入金	11,765	11,765	—
(4) 敷金及び保証金	27,959	27,990	31
資産計	295,077	295,108	31
(1) 買掛金	89,507	89,507	—
(2) 未払金	10,410	10,410	—
(3) 短期借入金	72,132	72,132	—
(4) 長期借入金	100,967	100,099	△868
負債計	273,016	272,148	△868

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金及び(2) 売掛金並びに(3) 未収入金

これらは全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金及び(2) 未払金、並びに(3) 短期借入金

これらは全て短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

当事業年度(2022年6月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金及び保証金	20,056	20,082	26
資産計	20,056	20,082	26
(2) 長期借入金	57,528	57,020	△508
負債計	57,528	57,020	△508

(注1) 現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、短期借入金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2021年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	241,722	—	—	—
売掛金	13,631	—	—	—
未収入金	11,765	—	—	—
敷金及び保証金	—	27,959	—	—
合計	267,118	27,959	—	—

当事業年度(2022年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	781,910	—	—	—
売掛金	90,606	—	—	—
敷金及び保証金	—	20,056	—	—
合計	872,516	20,056	—	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(2021年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	42,132	45,091	21,879	12,657	8,592	12,748
合計	42,132	45,091	21,879	12,657	8,592	12,748

当事業年度(2022年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	43,439	23,531	12,657	8,592	8,592	4,156
合計	43,439	23,531	12,657	8,592	8,592	4,156

5. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの時価は、次のとおりであります。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における調整されていない相場価格によって算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融商品

現金及び預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払金並びに短期借入金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	20,082	—	20,082
資産計	—	20,082	—	20,082
長期借入金	—	57,020	—	57,020
負債計	—	57,020	—	57,020

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価については、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の将来キャッシュ・フローを市場金利に当社のスプレッドを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行決議日	2021年11月25日	2022年2月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 16	当社取締役 2 当社従業員 27
株式の種類別のストック・オプションの数(株)(注)	普通株式 14,560	普通株式 439,960
権利確定条件	本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。	本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。
対象勤務期間	2021年11月25日から権利行使日まで	2022年2月18日から権利行使日まで
権利行使期間	2023年11月25日から 2031年11月24日まで	2024年2月18日から 2032年2月17日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	—
付与	14,560	439,960
失効	920	11,960
権利確定	—	—
未確定残	13,640	428,000
権利確定後(株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格(円)	68	68
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式はストック・オプション付与日時点において、未公開株式会社であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法はディスカウントキャッシュフロー方式によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	— 千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	— 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年6月30日)	当事業年度 (2022年6月30日)
繰延税金資産		
固定資産除却損	— 千円	3,590 千円
減価償却の償却超過額	2,127 "	1,675 "
商品評価損	442 "	— "
フリーレント賃料	1,155 "	— "
未払事業税	2,134 "	— "
敷金減価償却超過額	— "	3,455 "
未払費用	— "	280 "
未払寄附金	— "	237 "
貯蔵品計上	— "	42 "
繰越欠損金	— "	2,745 "
繰延税金資産小計	5,858 "	12,028 "
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	— "	△2,745 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	— "	△8,982 "
評価性引当額小計	— "	△11,727 "
繰延税金資産合計	5,858 "	300 "
繰延税金負債		
労働保険料認容	△233 千円	△300 千円
繰延税金負債小計	△233 "	△300 "
繰延税金資産純額	5,626 "	— "

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (※1)	—	—	—	—	—	2,745	2,745
評価性引当額	—	—	—	—	—	△2,745	△2,745
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金2,745千円(法定実効税率を乗じた額)は、全額回収不能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。当事業年度は、税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

前事業年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

(子会社の吸収合併)

当社は、2021年1月7日開催の取締役会において、当社の完全子会社である花巻酒販株式会社を吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結し、2021年3月1日付で吸収合併いたしました。

(1) 取引の概要

①結合当事企業の名称及び事業の内容

名 称	花巻酒販株式会社
事業内容	酒類及び飲食料品の販売

②企業結合日

2021年3月1日

③企業結合を行った理由

事業基盤、営業戦略の強化を図ることを目的としたものです。

③企業結合の法的形式

当社を存続会社、花巻酒販株式会社を消滅会社とする吸収合併

④結合後企業名称

株式会社クラダシ

⑤その他取引の概要に関する事項

花巻酒販株式会社は、当社が2020年9月25日に、株式取得の法的形式により、議決権の100%を取得し、完全子会社としております。

(2) 実施した会計処理の概要

本吸収合併による企業結合は、当社の完全子会社である花巻酒販株式会社を消滅会社とする企業結合のため、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

なお、本吸収合併に伴い、抱合せ株式消滅差損3,620千円を特別損失に計上しております。

当事業年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

財又はサービスの種類に基づき分解した売上高は以下のとおりであります。

当事業年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

(単位:千円)

商品販売	2,052,857
広告関連サービス	13,957
その他	6,870
顧客との契約から生じる収益	2,073,684
その他の収益	—
外部顧客への売上高	2,073,684

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。なお、当社の取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来するため、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債残高

(単位:千円)

区分	当事業年度(2022年6月30日)
契約負債(期首残高)	—
契約負債(期末残高)	16,901

契約負債は主に、商品の引渡前又はサービスの提供前に顧客から受け取った前受金であります。なお、当事業年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

当社は、「Kuradashi」運営事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

当社は、「Kuradashi」運営事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	当事業年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)
1株当たり純資産額	8.32円	△0.88円
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△)	3.95円	△9.17円

- (注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。
3. 当社は2021年9月29日付で普通株式1株につき10,000株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)を算定しております。
4. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	当事業年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	34,060	△80,276
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	34,060	△80,276
普通株式の期中平均株式数(株)	8,630,000	8,752,479
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—	2021年第1回ストック・オプションとしての 新株予約権14,560個 2022年第2回ストック・オプションとしての 新株予約権439,960個 なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に 記載のとおりであります。

(注) A種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。

5. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	当事業年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)
純資産の部の合計額(千円)	71,794	641,517
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	649,999
(うちA種優先株式)(千円)	(—)	(649,999)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	71,794	△8,482
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(株)	8,630,000	9,613,358

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)
(新株予約権の発行)

当社は、2022年9月28日の定時株主総会において、第3回新株予約権の発行について決議しております。詳細につきましては「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストック・オプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(優先株式の取得及び消却)

当社は、2023年2月17日の取締役会において、A種優先株式のすべてにつき取得することを決議し、2023年3月7日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式1株につき、普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式のすべてについて、同日付で消却しております。

優先株式の普通株式への交換状況

(1) 取得及び消却した株式数

A種優先株式	983,358株
--------	----------

(2) 交換により交付した普通株式数

普通株式	983,358株
------	----------

(3) 交付後の発行済普通株式数 9,613,358株

(単元株制度の採用)

当社は、2023年3月20日の臨時株主総会において、単元株制度の導入に関する定款の一部変更について決議しております。単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたします。

【注記事項】

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当第3四半期累計期間 (自 2022年7月1日 至 2023年3月31日)
税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2022年7月1日 至 2023年3月31日)
減価償却費	11,266

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間(自 2022年7月1日 至 2023年3月31日)

1. 配当支払金額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自 2022年7月1日 至 2023年3月31日)

当社は、「Kuradashi」運営事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

財又はサービスの種類に基づき分解した売上高は以下のとおりであります。

当第3四半期累計期間(自 2022年7月1日 至 2023年3月31日)

単位：千円

商品販売	2,157,513
広告関連サービス	13,370
その他	53,728
顧客との契約から生じる収益	2,224,611
その他の収益	—
外部顧客への売上高	2,224,611

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期累計期間 (自 2022年7月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり四半期純損失(△)	△13円18銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失(△)(千円)	△126,682
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純損失(△)(千円)	△126,682
普通株式の期中平均株式数(株)	9,613,358
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当該株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】(2022年6月30日現在)

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	7,936	2,415	-	10,351	6,364	3,949	3,987
工具、器具及び備品	577	909	-	1,486	1,016	641	470
建設仮勘定	-	7,832	-	7,832	-	-	7,832
有形固定資産計	8,514	11,156	-	19,670	7,380	4,590	12,290
無形固定資産							
ソフトウェア	11,596	43,230	10,348	44,478	6,273	4,465	38,204
ソフトウェア仮勘定	2,644	6,822	344	9,122	-	-	9,122
無形固定資産計	14,240	50,052	10,692	53,600	6,273	4,465	47,326
投資その他の資産							
長期前払費用	1,390	-	-	1,390	632	198	757

(注) 1. ソフトウェアの当期増加額のうち主なものはshopifyに係る無形固定資産の増加によるものであります。
2. ソフトウェアの当期減少額のうち主なものはEC CUBEに係る無形固定資産の除却によるものであります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	30,000	30,000	0.7	—
1年以内に返済予定の長期借入金	42,132	43,439	0.33	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	100,967	57,528	0.44	2023年9月～ 2027年10月
合計	173,099	130,967	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	23,531	12,657	8,592	8,592

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法を採用しているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2022年6月30日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	—
預金	
普通預金	781,910
計	781,910
合計	781,910

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
Shopify Inc.	81,071
ドリームパートナーズ株式会社	3,657
株式会社COUNTERWORKS	2,953
株式会社サンクス	1,244
日本出版販売株式会社	1,021
株式会社はくばく	660
合計	90,606

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{(B)} \times \frac{365}{2}$
13,631	2,249,203	2,172,228	90,606	96.0	8.5

③ 商品及び製品

区分	金額(千円)
食品及び飲料(酒類含む)	58,180
日用品等	6,179
合計	64,360

④ 買掛金

相手先	金額(千円)
住商フーズ株式会社	22,510
オリオンビール株式会社	7,040
コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	4,285
ヤマエ久野株式会社	4,017
六甲バター株式会社	3,940
その他	80,576
合計	122,368

⑤ 短期借入金

区分	金額(千円)
株式会社三井住友銀行	30,000
合計	30,000

⑥ 未払費用

相手先	金額(千円)
角川流通倉庫株式会社	14,441
河出興産株式会社	13,498
公共ロジスティクス株式会社	10,904
株式会社ハックルベリー	7,782
EY新日本有限責任監査法人	5,310
その他	45,348
合計	97,283

⑦ 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）

区分	金額(千円)
株式会社みずほ銀行	38,676
株式会社商工組合中央金庫	23,650
芝信用金庫	16,483
株式会社東日本銀行	16,760
株式会社りそな銀行	5,367
株式会社日本政策金融公庫	31
合計	100,967

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年6月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店(注) 1
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
单元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店(注) 1
買取手数料	無料(注) 2
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://corp.kuradashi.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1 当社株式は、株式会社東京証券取引所グロースへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定であります。
- 2 单元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所グロースに上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3 当会社の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部 【特別情報】

第1 【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は連動子会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係性	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2023年 3月7日	—	—	—	新生ベンチャーパートナーズ2号投資事業有限責任組合無限責任組合員 新生ベンチャーパートナーズ2号有限責任事業組合 組合員 新生ベンチャーパートナーズ株式会社 職務執行者 松原 一平	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	特別利害関係等株主(大主上位10名)	A種優先株式 △378,214 普通株式 378,214	—	(注) 4
2023年 3月7日	—	—	—	HAKUHODOY FUTURE DESIGN FUND投資事業有限責任組合無限責任組合員 株式会社博報堂DYベンチャーズ代表取締役社長 徳久昭彦	東京都港区赤坂五丁目3番1号	特別利害関係等株主(大主上位10名)	A種優先株式 △302,572 普通株式 302,572	—	(注) 4
2023年 3月7日	—	—	—	ロート製薬株式会社代表取締役社長 杉本雅史	大阪府大阪市生野区巽西一丁目8番1号	特別利害関係等株主(大主上位10名)	A種優先株式 △151,286 普通株式 151,286	—	(注) 4
2023年 3月7日	—	—	—	池森ベンチャーサポート合同会社代表社員 株式会社ケイアイ 職務執行者 池森 賢二	東京都港区新橋五丁目8番1号	特別利害関係等株主(大主上位10名)	A種優先株式 △75,643 普通株式 75,643	—	(注) 4
2023年 3月7日	—	—	—	SGインキュベート第1号投資事業有限責任組合無限責任組合員 SGインキュベート株式会社 代表取締役 今長谷 大助	福岡県福岡市博多区千代一丁目17番1号	特別利害関係等株主(大主上位10名)	A種優先株式 △75,643 普通株式 75,643	—	(注) 4

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第266条の規定に基づき、特別利害関係者等が、基準事業年度（「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。）の末日から起算して2年前の日（2020年6月30日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る）並びにその役員、人的関係会社及び資本的关系会社
4. 当社は、2023年2月17日の取締役会において、A種優先株式のすべてにつき取得することを決議し、2023年3月7日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式1株につき、普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式のすべてについて、同日付で消却しております。なお、当該優先株式の発行時の価格は、普通株式との権利内容の違いを踏まえて、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）、類似会社比較法及び取引事例法により算出した価格を基礎として算定しております。優先株式1株の発行時の価格は、661円であります。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	第1回新株予約権	第2回新株予約権	株式(1)
発行年月日	2021年11月25日	2022年2月18日	2022年5月13日
種類	第1回新株予約権 (ストックオプション)	第2回新株予約権 (ストックオプション)	A種優先株式(注)6
発行数	14,560株	439,960株	907,715株
発行価格(注)4,5	68円	68円	661円
資本組入額	34円	34円	330円
発行価額の総額	990,080円	29,917,280円	599,999,615円
資本組入額の総額	495,040円	14,958,640円	299,999,808円
発行方法	2021年11月25日開催の臨時取締役会において、会社法第236条、第238条、第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2022年2月18日開催の臨時取締役会において、会社法第236条、第238条、第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	(注)3	(注)3	(注)2

項目	株式(2)	第3回新株予約権
発行年月日	2022年6月28日	2022年9月28日
種類	A種優先株式(注)6	第3回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	75,643株	275,960株
発行価格	661円	180円
資本組入額	330円	90円
発行価額の総額	50,000,023円	49,672,800円
資本組入額の総額	25,000,011円	24,836,400円
発行方法	有償第三者割当	2022年9月28日開催の臨時取締役会において、会社法第236条、第238条、第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)3

- (注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。
- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第268条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2022年6月30日であります。
2. 同施行規則第268条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
 3. 同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 4. 安定株主及び取引先との関係強化を目的としたもので、発行価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
 5. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
 6. 2023年2月17日の取締役会において、A種優先株式のすべてにつき取得することを決議し、2023年3月7日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式1株につき、普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式のすべてについて、同日付で消却しております。

6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
行使時の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないものとする。	新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないものとする。
行使期間	2023年11月25日から 2031年11月24日まで	2024年2月18日から 2032年2月17日まで
行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役の過半数が正当な理由があるものと認めた場合はこの限りでない。その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権第三者割当契約書」で定めるところによる。	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役の過半数が正当な理由があるものと認めた場合はこの限りでない。その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権第三者割当契約書」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社株主総会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社株主総会の承認を要する。

	第3回新株予約権
行使時の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないものとする。
行使期間	2024年9月28日から 2032年9月27日まで
行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役の過半数が正当な理由があるものと認めた場合はこの限りでない。その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権第三者割当契約書」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社株主総会の承認を要する。

(注) 第1回及び第2回並びに第3回新株予約権について、それぞれ、1,480個(1,480株)、13,180個(13,180株)、9,150個(9,150株)が退職により権利を消失しております。

2 【取得者の概況】

株式1

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
新生ベンチャーパートナーズ2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 新生ベンチャーパートナーズ2号有限責任事業組合 組合員 新生ベンチャーパートナーズ株式会社 職務執行者 松原 一平	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	投資会社	378,214	249,999,454 (661)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
HAKUHODO DY FUTURE DESIGN FUND投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社博報堂DYベンチャーズ 代表取締役社長 徳久昭彦	東京都港区赤坂五丁目3番1号	投資会社	302,572	200,000,092 (661)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
ロート製薬株式会社 代表取締役社長 杉本 雅史 資本金：6,504百万円	大阪府大阪市生野区巽西一丁目8番1号	製薬会社	151,286	100,000,046 (661)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
池森ベンチャーサポート合同会社 代表社員 株式会社ケイアイ 職務執行者 池森 賢二 資本金：3百万円	東京都港区新橋五丁目8番1号	投資会社	75,643	50,000,023 (661)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

株式 2

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
SGインキュベート第1号 投資事業有限責任組合無 限責任組合員 SGインキ ュベート株式会社 代表 取締役 今長谷 大助	福岡県福岡市博多区千代 一丁目17番1号	投資会社	75,643	50,000,023 (661)	特別利害関係者等 (大株主上位10 名)

第1回新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
河村 晃平	東京都港区	会社役員	3,200	217,600 (68)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
高杉 慧	東京都豊島区	会社役員	3,200	217,600 (68)	特別利害関係者等 (大株主上位10 名、当社の取締 役)
徳山 耕平	東京都台東区	会社員	2,130	144,840 (68)	特別利害関係者等 (大株主上位10 名)、当社従業員
大沢 亮	東京都渋谷区	会社員	2,130	144,840 (68)	特別利害関係者等 (大株主上位10 名) 当社従業員
川嶋 浩介	東京都大田区	会社員	560	38,080 (68)	当社従業員
櫻井 唯香	千葉県八千代市	会社員	560	38,080 (68)	当社従業員
三寶 里菜	東京都足立区	会社員	470	31,960 (68)	当社従業員
宇野 愛子	東京都品川区	会社員	280	19,040 (68)	当社従業員
齊藤 夏希	東京都目黒区	会社員	140	9,520 (68)	当社従業員
中村 あかり	Ethiopia, Addis Ababa	会社員	130	8,840 (68)	当社元従業員
小河原 朝香	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	110	7,480 (68)	当社従業員
柳田 美巳子	東京都品川区	会社員	70	4,760 (68)	当社従業員
小平 佳鈴	東京都大田区	会社員	60	4,080 (68)	当社従業員
岡安 美樹	東京都目黒区	会社員	40	2,720 (68)	当社従業員

(注) 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載していません。

第2回新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
河村 晃平	東京都港区	会社役員	143,620	9,766,160 (68)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
高杉 慧	東京都豊島区	会社役員	143,620	9,766,160 (68)	特別利害関係者等 (大株主上位10 名、当社の取締 役)
徳山 耕平	東京都台東区	会社員	90,570	6,158,760 (68)	特別利害関係者等 (大株主上位10 名)、当社従業員
大沢 亮	東京都渋谷区	会社員	21,950	1,492,600 (68)	特別利害関係者等 (大株主上位10 名)、当社従業員
岡村 薫	東京都新宿区	会社員	11,290	767,720 (68)	当社従業員
川嶋 浩介	東京都大田区	会社員	5,910	401,880 (68)	当社従業員
築地 雄峰	東京都港区	会社員	5,180	352,240 (68)	当社従業員
櫻井 唯香	千葉県八千代市	会社員	1,350	91,800 (68)	当社従業員
三寶 里菜	東京都足立区	会社員	730	49,640 (68)	当社従業員
岡安 美樹	東京都目黒区	会社員	240	16,320 (68)	当社従業員
齊藤 夏希	東京都目黒区	会社員	240	16,320 (68)	当社従業員
小平 佳鈴	東京都大田区	会社員	240	16,320 (68)	当社従業員
小河原 朝香	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	240	16,320 (68)	当社従業員
中村 あかり	Ethiopia, Addis Ababa	会社員	240	16,320 (68)	当社元従業員
柳田 美巳子	東京都品川区	会社員	240	16,320 (68)	当社従業員
関口 吾一	東京都北区	会社員	210	14,280 (68)	当社従業員
宇野 愛子	東京都品川区	会社員	180	12,240 (68)	当社従業員
林 明日美	東京都世田谷区	会社員	160	10,880 (68)	当社従業員
野中 あや	東京都大田区	会社員	140	9,520 (68)	当社従業員
森井 瞳	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	110	7,480 (68)	当社従業員
関口 一平	神奈川県川崎市中原区	会社員	100	6,800 (68)	当社従業員
中野 奈緒子	東京都中央区	会社員	100	6,800 (68)	当社従業員
永井 桃	東京都豊島区	会社員	50	3,400 (68)	当社従業員
野見山 礼菜	東京都品川区	会社員	40	2,720 (68)	当社従業員
黒澤 寛隆	千葉県市川市	会社員	30	2,040 (68)	当社従業員

(注) 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

第3回新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
城前 圭毅	東京都港区	会社員	100,000	18,000,000 (180)	当社従業員
築地 雄峰	東京都港区	会社員	42,690	7,684,200 (180)	当社従業員
平岡 裕司	東京都練馬区	会社員	22,640	4,075,200 (180)	当社従業員
中野 奈緒子	東京都中央区	会社員	21,030	3,785,400 (180)	当社従業員
河村 晃平	東京都港区	会社役員	18,670	3,360,600 (180)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
高杉 慧	東京都豊島区	会社役員	18,670	3,360,600 (180)	特別利害関係者等 (大株主上位10 名、当社の取締 役)
徳山 耕平	東京都台東区	会社役員	18,670	3,360,600 (180)	特別利害関係者等 (大株主上位10 名、当社の取締 役)
西久保 遥也	東京都練馬区	会社員	10,200	1,836,000 (180)	当社従業員
大沢 亮	東京都渋谷区	会社員	5,180	932,400 (180)	特別利害関係者等 (大株主上位10 名)、当社従業員
櫻井 唯香	千葉県八千代市	会社員	2,980	536,400 (180)	当社従業員
岡村 薫	東京都新宿区	会社員	1,220	219,600 (180)	当社従業員
川嶋 浩介	東京都大田区	会社員	730	131,400 (180)	当社従業員
林 明日美	東京都世田谷区	会社員	370	66,600 (180)	当社従業員
荒 正明	神奈川県相模原市南区	会社員	370	66,600 (180)	当社従業員
齊藤 友香	東京都豊島区	会社員	290	52,200 (180)	当社従業員
岡安 美樹	東京都目黒区	会社員	270	48,600 (180)	当社従業員
小河原 朝香	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	270	48,600 (180)	当社従業員
柳田 美巳子	東京都品川区	会社員	240	43,200 (180)	当社従業員
野見山 礼菜	東京都品川区	会社員	240	43,200 (180)	当社従業員

第3回新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
野中 あや	東京都大田区	会社員	240	43,200 (180)	当社従業員
関口 一平	神奈川県川崎市中原区	会社員	240	43,200 (180)	当社従業員
藤原 直美	東京都世田谷区	会社員	240	43,200 (180)	当社従業員
宇野 愛子	東京都品川区	会社員	200	36,000 (180)	当社従業員
齊藤 夏希	東京都目黒区	会社員	200	36,000 (180)	当社従業員
小平 佳鈴	東京都大田区	会社員	200	36,000 (180)	当社従業員
関口 吾一	東京都北区	会社員	200	36,000 (180)	当社従業員
崎山 裕子	東京都江東区	会社員	200	36,000 (180)	当社従業員
永井 桃	東京都豊島区	会社員	120	21,600 (180)	当社従業員
森井 瞳	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	120	21,600 (180)	当社従業員
黒澤 寛隆	千葉県市川市	会社員	70	12,600 (180)	当社従業員
山崎 圭一郎	千葉県千葉市花見川区	会社員	50	9,000 (180)	当社従業員

(注) 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
合同会社Social Good(注) 1、4	東京都港区白金二丁目7番27号パーク・ノヴァ白金ヒルトップレジデンス	7,330,000	71.03
ACTWELL合同会社(注) 2、4	東京都渋谷区本町三丁目37番9号	860,000	8.33
高杉 慧(注) 3、4	東京都豊島区	425,490 (165,490)	4.12 (1.60)
新生ベンチャーパートナーズ2号 投資事業有限責任組合(注) 4	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	378,214	3.66
HAKUHODO DY FUTURE DESIGN FUND 投資事業有限責任組合(注) 4	東京都港区赤坂五丁目3番1号	302,572	2.93
徳山 耕平(注) 3、4	東京都台東区	201,370 (111,370)	1.95 (1.08)
河村 晃平(注) 3	東京都港区	165,490 (165,490)	1.60 (1.60)
ロート製薬株式会社(注) 4	大阪府大阪市生野区巽西一丁目8番1号	151,286	1.47
大沢 亮(注) 4、5	東京都渋谷区	119,260 (29,260)	1.16 (0.28)
城前 圭毅(注) 5	東京都港区	100,000 (100,000)	0.97 (0.97)
池森ベンチャーサポート合同会社 (注) 4	東京都港区新橋五丁目8番1号	75,643	0.73
SGインキュベート第1号投資事業 有限責任組合(注) 4	福岡県福岡市博多区千代一丁目17番1号	75,643	0.73
築地 雄峰(注) 5	東京都港区	47,870 (47,870)	0.46 (0.46)
平岡 裕司(注) 5	東京都練馬区	22,640 (22,640)	0.22 (0.22)
中野 奈緒子(注) 5	東京都中央区	21,130 (21,130)	0.20 (0.20)
岡村 薫(注) 5	東京都新宿区	12,510 (12,510)	0.12 (0.12)
西久保 遥也(注) 5	東京都練馬区	10,200 (10,200)	0.10 (0.10)
川嶋 浩介(注) 5	東京都大田区	7,200 (7,200)	0.07 (0.07)
櫻井 唯香(注) 5	千葉県八千代市	4,890 (4,890)	0.05 (0.05)
三寶 里菜(注) 5	東京都足立区	1,200 (1,200)	0.01 (0.01)
宇野 愛子(注) 5	東京都品川区	660 (660)	0.01 (0.01)
小河原 朝香(注) 5	神奈川県横浜市鶴見区	620 (620)	0.01 (0.01)
齊藤 夏希(注) 5	東京都目黒区	580 (580)	0.01 (0.01)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
柳田 美巳子 (注) 5	東京都品川区	550 (550)	0.01 (0.01)
岡安 美樹 (注) 5	東京都目黒区	550 (550)	0.01 (0.01)
林 明日美 (注) 5	東京都世田谷区	530 (530)	0.01 (0.01)
小平 佳鈴 (注) 5	東京都大田区	500 (500)	0.00 (0.00)
関口 吾一 (注) 5	東京都北区	410 (410)	0.00 (0.00)
野中 あや (注) 5	東京都大田区	380 (380)	0.00 (0.00)
荒 正明 (注) 5	神奈川県相模原市南区	370 (370)	0.00 (0.00)
中村 あかり (注) 6	Ethiopia, Addis Ababa	370 (370)	0.00 (0.00)
関口 一平 (注) 5	神奈川県川崎市中原区	340 (340)	0.00 (0.00)
齊藤 友香 (注) 5	東京都豊島区	290 (290)	0.00 (0.00)
野見山 礼菜 (注) 5	東京都品川区	280 (280)	0.00 (0.00)
藤原 直美 (注) 5	東京都世田谷区	240 (240)	0.00 (0.00)
森井 瞳 (注) 5	神奈川県横浜市鶴見区	230 (230)	0.00 (0.00)
崎山 裕子 (注) 5	東京都江東区	200 (200)	0.00 (0.00)
永井 桃 (注) 5	東京都豊島区	170 (170)	0.00 (0.00)
黒澤 寛隆 (注) 5	千葉県市川市	100 (100)	0.00 (0.00)
山崎 圭一郎 (注) 5	千葉県千葉市花見川区	50 (50)	0.00 (0.00)
計	—	10,320,028 (706,670)	100.00 (6.85)

- (注) 1. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長が所有する会社)
2. 特別利害関係者等 (当社の取締役が所有する会社)
3. 特別利害関係者等 (当社の取締役)
4. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
5. 当社の従業員
6. 当社の元従業員
7. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

株式会社クラダシ
取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

香山 良

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

栢澤 涼

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社クラダシの2020年7月1日から2021年6月30日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クラダシの2021年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

株式会社クラダシ
取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

香山良

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

栢澤涼

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社クラダシの2021年7月1日から2022年6月30日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クラダシの2022年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年5月18日

株式会社 クラダシ
取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

香山 良

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

柏澤 淳

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社クラダシの2022年7月1日から2023年6月30日までの第9期事業年度の第3四半期会計期間（2023年1月1日から2023年3月31日まで）及び第3四半期累計期間（2022年7月1日から2023年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社クラダシの2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上